

《研究ノート》

新学習指導要領にみる小学校家庭の学びとは — 「自立と共生」をめざして —

中山まき子

はじめに

先進諸国の教育状況統計を提供し続けている OECD¹⁾によれば、2015-2016年統計に見る日本の教育の特徴は次のように分析されている。日本ではほぼすべての若者が後期中等教育を修了し、ほぼ4人に3人が生涯において高等教育(主に短期過程または学士課程)を卒業すると見込まれている。公的補助の恩恵を受ける学生は少なく、OECD加盟国の中でもっとも高い授業料を支払う。教育の多くの分野でも労働市場でも、依然として男女格差が観察される。高等教育では男性のほうが上級課程に進む傾向が強く、就学率及び所得水準における男女格差は他のOECD加盟国に比べ極めて大きい。日本の教員は大規模学級を運営し、法定勤務時間はOECD平均を上回っている等²⁾。こうして国際比較による日本の教育の在り方が例年提示される一方、約10年単位で戦後日本の教育の在り方は見直され加筆修正され続けてきた。2006年には戦後初の「教育基本法改訂」³⁾を経て、「幼稚園教育要領、小学校・中学校学習指導要領」の改訂内容が2017年3月31日に発表された。

本稿では、最新の学習指導要領に焦点をあて、日本の教育がどのように改革・刷新されようとしているのかを、とくに最初に公表された小学校学習指導要領に焦点を当て、また筆者が担っている教科「初等家庭」を核に新たな学習指導要領を理解する。その上で大学教育および家庭科教員等の教育・学習資料としての活用を目指す。また、先のOECD分析による日本の教育の課題に照らした新学習指導要領家庭の活用の可能性を考えたい。

具体的目的として、第1に、新たに提示された学習指導要領全体の「目標・内容・方法」を整理・理解する(なお、「評価」に関しては紙幅の都合上別途改め論じる)。第2に、教科「家庭」に対する「目標」・「第5-6学年の内容とその取扱」・「指導計画の作成とその際の内容の取扱との関係」について学ぶ。その上でOECD提示の課題克服への活かし方を考察する。

1. 「学びの地図」と「6つのカリキュラム・マネジメント」

— 能動性と適宜変化に対応する力：小学校学習指導要領改訂の骨子 —

2017年に改訂された学習指導要領は、2006年の教育基本法改訂を踏まえ⁴⁾、総論として「学びの地図」という表現を用い、学校・家庭・地域の関係者が広く活用できる空間的広がりを持つ学習指導要領への改変が提案され、空間的に地図上で好循環を生み出す6つのカリキュラム・マネジメント⁵⁾の実現が、中央教育審議会答申を受け次のように提示された。

① 「何ができるようになるか」(育成を目指す資質・能力)

- ② 「何を学ぶか」(教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成)
- ③ 「どのように学ぶか」(各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実)
- ④ 「子供(ママ)一人一人の発達をどのように支援するか」(子供の発達を踏まえた指導)
- ⑤ 「何が身についたか」(学習評価の充実)
- ⑥ 「実施するために何が必要か」(学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策)

こうして「教育課程の在り方を不断に見直すこと」が重視され、「社会に開かれた教育課程の実現」を通じて、子どもたちに必要な資質・能力を育成することが、新たな学習指導要領の「理念」として打ち立てられたのである⁶⁾。その上で、理念の実現に必要な方法として「アクティブ・ラーニングの視点」が提示された(後述)。

文部科学省は、「この二つを授業改善や組織運営の改善など、学校の全体的な改善を行うための鍵となる二つの重要な概念として位置付けられるものであり、相互の連動を図り、機能させることが大切である。教育課程を核に、授業改善及び組織運営の改善に一体的・全体的に迫ることのできる組織文化の形成を図り、『アクティブ・ラーニング』と『カリキュラム・マネジメント』を連動させた学校経営の展開が、それぞれの学校や地域の実態を基に展開されることが求められる。」⁷⁾と述べている。

つまり、能動的で常に変化に対応し組織運営及び授業において改善を行い続ける教育(下線は筆者)が提示され、小学校学習指導要領は2018年4月1日からの移行措置を経て、2020年4月1日には全面実施することが決まった⁸⁾。静的ではなく、常に動的な教育への改革である。

2. 改訂の基本方針—「生きる力」の具体化と三つの柱の明確化—

〈目標としての「資質・能力」の具体〉

カリキュラム・マネジメントの確立と同時に、「何のために学ぶのか」という学びの意義を共有しながら、そのためには「何ができるようになるのか」を明確化することが提案された。

根本目標は先の学習指導要領を踏襲し「生きる力」としている。ただし改訂では「生きる力をより具体化する」ことが目指され、3つの柱を設けて目標を整理した。すなわち、学びの地図、カリキュラム・マネジメントの一部、あるいは育成を目指す目標を、「資質・能力」と言い換え、その内容を表1のように再整理したのである。

こうして、(1)「知識・技能の習得」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」を立て、そこに具体性を持ったダイナミックな表現を加えながら目標3本柱として再整理されたのである。これらの目標は、「幼稚園教育要綱、小・中学校学習指導要領」

表1 全体を通し育成を目指す目標—「資質・能力」と言い換える—

	生きる力とその三つの柱	再 整 理
ア	「何を理解しているか。何ができるか。」	生きて働く「知識・技能の習得」
イ	「理解していること・できることをどう使うか」	未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成
ウ	「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」	学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養

全体の改訂の骨子として統一され、小学校学習指導要領の「あらゆる教科」において同様の柱を立て、総ての教科の目標と、それに基づく内容が再整理された。

〈「アクティブ・ラーニングの視点」または「主体的・対話的で深い学び」とは〉

もう一つの柱、すなわち理念の実現に必要な方法として提案されたのが「アクティブ・ラーニングの視点」、あるいは「主体的・対話的で深い学び」である。先の理念の具体化・具現化のためには、どのように授業を改善し実践・推進していくことが望ましいのかという観点で提案された「学び全体の方法論」と換言できるだろう。

つまり、生きる力の具体化として再整理された先の「3側面からなる資質・能力の育成」が、学習過程でアクティブ・ラーニングを活用することで質的に改善され、深く肉厚なものになる／する、という提案である。

具体的には表2にしめすように、学びの a から β への変化が、とくに波線部分のような深さが期待されているのである。

また「主体的・対話的な深い学び」の「主体的」・「対話的」・「深い学び」の各々は、個別に次のようにも説明される。表3の①は教育課程部会・高等学校部会での説明であり、②は教育課程部会、算数・数学ワーキンググループでの説明である。

こうした学び方の提案は、学習指導要領では具体的な「授業改善の推進」として示され、6種類の推進の在り方が指南されている。要点を筆者なりに整理すると次の通りである。

1. 授業改善の取組は、既存の実践的取組を否定するものではなく、また新たな全く異なる指導法を導入しなければならないととらえる必要はない。
2. 授業の方法や技術の改善だけを意図しているわけではない。児童生徒の資質・能力を育む視点での授業改善を進めるものだ。
3. 各教科で今まで行われている学習活動の質を向上させることを主眼としている。
4. 一回一回の授業ですべての学びが実現されるものではない。単元や題材などの内容や時間のまとまりの中で、設定場所を工夫して実現を図るものである。
5. この学びの鍵は「見方・考え方」を働かせることが重要となる。つまり、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」という、各教科等ならではの物事をとらえる視点や考え方である。これらを身に付けることで、人生の「見方・考え方」

表2 「学習過程の質的改善」
— 「アクティブ・ラーニングの視点」または「主体的・対話的で深い学び」の意味—

資質・能力の育成の3側面	「学習過程の質的改善」 = 「アクティブ・ラーニングの視点」 or 「主体的・対話的で深い学び」	改善後(波線は学びの深まり)
① a : 知識・技能	⇒	① β : <u>生きて働く知識・技能の習得</u>
② a : 思考力・判断力・表現力等	⇒	② β : <u>未知の状況にも対応できる</u> 思考力・判断力・表現力等の育成
③ a : 学びに向かう力・人間性	⇒	③ β : <u>学びを人生や社会に生かそうとする</u> 学びに向かう力・人間性の <u>涵養</u>

表3 教育課程部会の二種類の説明

3種の学び	学びに対する具体的説明
主体的な学び	①子供たちが見通しを持って粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる、主体的な学びの過程が実現できているかどうか。 ②学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連づけながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次に繋げる「主体的な学び」が実現できているか。
対話的な学び	①他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める、対話的な学びの過程が実現できているかどうか。 ②子供同士の協働、教師や地域の人々との対話、先哲の考え方を手掛かりに考える等を通して、自らの考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。
深い学び	①習得・活用・探究という学習プロセスの中で、問題発見・解決を念頭に置いた深い学びの過程が実現できているかどうか。 ②習得・活用・探究の見通しの中で、教科等の特質に応じて見方や考え方を働かせて指向・判断・表現し学習内容の深い理解につなげる「深い学び」が実現できているか。
全体的説明 ※「小学校学習指導要領解説—総則編—」「同一家庭編—」より転記	※「子供たちが学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学びを続けることができるようにするためには、これまでの学校教育の蓄積を生かし、学習の質をいっそう高める授業改善の取組を活性化していくことが必要であり、我が国の優れた教育実践に見られる普遍的な視点である「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教育改善(アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善)を推進することが求められている。」

注：上段の説明は平成28年5月9日教育課程部会・高等学校部会、資料8(会議後修正)の資料。下段の説明は、平成28年5月13日、教育課程部会、算数・数学ワーキンググループ、参考資料2より。
出典：http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/073/siryo/_icsFiles/afiedfile/2016/05/31/1370946_12.pdf 2017年9月10日取得

を自在に働かせることができるようにすることが、教師の専門性として発揮されることだ。

6. 基礎的・基本的な知識や技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得が重視され優先される。

以上、「授業改善として導入されようとするアクティブ・ラーニング」についての説明を咀嚼してみると、基本は「既存の学びを基礎としつつ、さらなる学びの向上」が目指されているということだ。また同方法は、総ての学びに導入せよというわけではなく、単元・題材・内容・時間などを勘案して、配置や導入に工夫を込めるよう求めている。こうして教科ごとに、今まで以上に磨かれていく視点や考え方が、児童各人の人生で生かされること・生きることを期待しているのである。また、その工夫ができることこそ、教師の専門性であると指摘する。

新たな方法論の導入は、一見新奇をてらうかに見えるが、実際は教育の深度を表現する方法論の提示と強調であるといえよう。

3. 小学校「家庭」の学習指導要領—「目標」・「内容」の改訂について—

先に述べた総論を基本に、教科「家庭」の学習指導要領も全体的に書き換えが行われた。ただ、詳細を点検すると、その「目標・内容、指導計画の作成と内容の取扱い」は、激変しているわけではない。教育の大目標を「生きる力」と定め続けている点では、既存の学習指導要領の骨子を継承しており、目標の具体化や推進の在り方・表現等に加筆修正が加えられ、より学びの深まりが求められての改編ととらえることができるだろう。

また、「家庭・家庭科」という教科は、そもそも「自己と他者・生活・暮らし／生きること」に根ざされて、人・物・社会の変化と連動・対応して学びが展開される、いわゆる総合性を内

包する教科である。したがって、先に点検した今回の学習指導要領の改訂内容は、「家庭」の学びをより促進しやすく、深めやすい方向に誘う。あるいは、「家庭」では、今回提案されたような学びが、過去から既に実践され続けてきた部分も少なく無い。

以下、具体的な「家庭・家庭科」という教科に焦点を当て、継続性と加筆修正部分を点検しながら、次代の「家庭・家庭科」の学びについて理解し、今後の大学教育等の現場での教育資料としたい。

3-1:「家庭」の目標について—資質・能力と対応させて—

小学校全体の学習指導要領の方針下で、教科としての「家庭」の目標は冒頭で「包括的な目的文」が示され、さらに「3つの具体的な目標」が掲げられて、改訂前の「目標・文」とは、大きく異なったかに見える。なぜなら、改訂後の目標は、育成すべき三つ柱である「資質・能力」との対応関係が意識化され、各論として目標の(1)(2)(3)に対応させる形式がとられたからだ。つまり、各論の(1)は「知識・技能の獲得」に対応し、(2)は「思考力、判断力、表現力等」に、(3)は「学びに向かう力、人間性等」に対応させて文章化されたのである(表4参照)。

2008年告示(道徳改訂反映後)の学習指導要領「第1:目標、第2:各学年の目標及び内容」文と対比すると、新学習指導要領では、「目標の(2)日常生活から問題を見いだして課題を設定し、様々な解決方法を考え、実践を評価・改善し、考えたことを表現するなど、課題を解決する力を養う。」、すなわち「思考力・判断力・表現力等」を著す内容が新しく加えられている。この(2)が、今回改訂で新たに重み付けられた「アクティブ・ラーニング=主体的・対話的で深い学び」を活かすことで、深く身につく学びになり目標達成への一助になるだろう。加えて、目標文に「工夫する」という表記が新たに二度用いられている点も注目しておきたい。

では、具体的に小学校学習指導要領「家庭」において、この三つの柱はどのように明確化されるのか。「家庭、技術・家庭ワーキンググループにおける審議の取りまとめ」で具体化された「家庭、技術・家庭(家庭分野)において育成を目指す資質・能力の整理表:資料2-1⁹⁾」にその詳細が示され(表5参照)、内容の展開・評価を行う上でも具体的で解りやすい。

表4 小学校「家庭」の「目標・文」と「生きる力の具体化」3つの柱との対応関係

<p>〈家庭の目標〉</p> <p>生活の営みに関わる見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、生活をよりよくしようと工夫する資質・能力を次の通り育成することを目指す。</p> <p>(1) 家族や家庭、衣食住、消費や環境などについて、日常生活に必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに関わる技能を身に付けるようにする。</p> <p style="text-align: center;"><u>= (1) 「知識・技能の獲得」</u></p> <p>(2) 日常生活から問題を見いだして課題を設定し、様々な解決方法を考え、実践を評価・改善し、考えたことを表現するなど、課題を解決する力を養う。</p> <p style="text-align: center;"><u>= (2) 「思考力、判断力、表現力等」</u></p> <p>(3) 家庭生活を大切にする心情を育み、家族や地域の人々と関わりを考え、家族の一員として、生活をよりよくしようと工夫する実践的な態度を養う。</p> <p style="text-align: center;"><u>= (3) 「学びに向かう力、人間性等」</u></p>

注:「小学校学習指導要領解説 家庭編」文部科学省,平成29年6月,11頁より。

表5 家庭科、技術・家庭(家庭分野)において育成を目指す資質・能力の整理

	知識・技能	思考力・判断力・表現力	学びに向かう力・人間性等
家庭 小学校	<p>日常生活に必要な家族や家庭、衣食住、消費や環境等についての基礎的な理解と技能</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭生活と家族についての理解 生活の自立の基礎として必要な衣食住についての理解と技能 消費生活や環境に配慮した生活の仕方についての理解と技能 	<p>日常生活の中から問題を見出して課題を設定し、課題を解決する力</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常生活の中から問題を見出し、課題を設定する力 生活課題について自分の生活経験と関連付け、様々な解決方法を構想する力 実習や観察・実験、調査、交流活動の結果等について、考察したことを根拠や理由を明確にしてわかりやすく表現する力 他者の思いや考えを聞いたり、自分の考えをわかりやすく伝えたりして計画・実践等について評価・改善する力 	<p>家族の一員として、生活をよりよく工夫する実践的な態度</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭生活を大切にできる心情 家族や地域の人々と関わり、協力しようとする態度 生活を楽しもうとする態度 日本の生活文化を大切にしようとする態度

出典：http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/065/sonota/_icsFiles/afeldfile/2016/09/12/1377053_01.pdf 2017年5月17日取得

3-2. 目標の「新しさ」とは

では、「家庭」で目標に掲げられた「改革＝新しさ」とは何か。次の3点が抽出できる(表6参照)。

第1に、基礎的な知識と技能(「技術」ではなく「技能」と表現)が、3領域の表現を用いて収斂されたことである。三領域とは、(1)「家族や家庭」、(2)「衣食住」、(3)「消費や環境」で、旧分類の「B：日常の食事と調理の基礎」と「C：快適な衣服と住まい」を統合し、「生活」というカテゴリーの中に、衣生活、食生活、住生活を包摂させ、「生活の自立の基礎」としての理解と技能とした点は大きな変革であり、人間の暮らしの根本を構成する「生きる力の具体的

表6 新旧の「家庭」内容一覧と比較 (波線が新旧で異なる部分)

現行：学習指導要領の内容	改訂：学習指導要領の内容
A 家庭生活と家族 (1) 自分の成長と家族 (2) 家庭生活と仕事 (3) 家族や近隣の人々とのかわり	A 家族・ <u>家庭生活</u> (1) 自分の成長と家族・ <u>家庭生活</u> (2) 家庭生活と仕事 (3) 家族や <u>地域</u> の人々との関わり (4) <u>家族・家庭生活</u> についての課題と実践
B <u>日常の食事と調理の基礎</u> (1) 食事の役割 (2) 栄養を考えた食事 (3) 調理の基礎	B <u>衣食住の生活</u> (1) 食事の役割 (2) 調理の基礎 (3) 栄養を考えた食事 (4) 衣服の着用と手入れ (5) <u>生活を豊かにするための布を用いた制作</u> (6) 快適な住まい方
C <u>快適な衣服と住まい</u> (1) 衣服の着用と手入れ (2) 快適な住まい方 (3) 生活に役立つ物の製作	
D <u>身近な消費生活と環境</u> (1) 物や金銭の使い方と買い物 (2) 環境に配慮した生活の <u>工夫</u>	C 消費生活・環境 (1) 物や金銭の使い方と買い物 (2) 環境に配慮した生活

教育」の根源にもなっている¹⁰⁾。

第2に、思考力・判断力・表現力等の資質・能力を育成する分野は、「目標」の位置づけとしては新しい。ただし、「家庭」という教科は、改訂以前から、生活科の発展として、あるいは総合的な学習の時間に組み込まれることが多いなど、そもそも「生活を基盤とし、人間の自立・成長や生き方を目標としてきている」ため、総合性・学際性・連動性の強い教科である。従って、「思考力・判断力・表現力等」の記載によって、学びの動的な目標が明確化したといえるだろう。今改革では、こうしたダイナミズムを「アクティブ・ラーニング」・「主体的・対話的で深い学び」と表現し学び方の意義が全面に押し出されていることは先にも述べた通りである。「家庭」においては、既存の授業をさらに空間的・時間的視点から拡大し掘り下げる教材研究により、第2の目標はより充実したものになり、多様な授業展開が可能になっていく。

第3に、学びに向かう力・人間性等では、「家族の一員として、生活をよりよくしようと工夫する実践的な態度」とある。ここに示されたキーワードは総て、2008年告示で示された目標に組み込まれている。例えば、「家庭生活を大切にする心情」、「家族の一員として、生活をよりよくしようとする実践的な態度」などは、以前の目標に掲げられた内容と同一である。新たに組み込まれた目標は、「家族や地域の人々との関わりを考え」と「工夫する」とい表現である。

つまり、学びに向かう力・人間性として、「地域の人々」と「工夫」することが加味されたということだ。ただし、旧学習指導要領においても、「内容A 家庭生活と家族—(3)—」において、「(3)家族や近隣の人々とのかかわりについて、次の事項を指導する。イ。近隣の人々とのかかわりを考え、自分の家庭生活を工夫すること。」と位置づけられている。すなわち、「近隣の人々」が「地域の人々」と表現を変え、こうした内容が、「目標」に配置され、「生きる力の具体として、学びにむかう力、人間性等」の категорияに昇格した、あるいは重要視されて配置されたということであろう。

3-3. 「内容」に関する改訂—四つの柱から三つの柱に—

「家庭」の「内容」について、今回の改訂では「指導内容の示し方の改善」として3つの指導内容の改善が求められている¹¹⁾。

第1に、「小・中・高等学校の各内容の系統性の明確化」である。そのために、内容の接続がわかるようにと、小・中学では内容を「家族・家庭生活」「衣食住の生活」「消費生活・環境」の三つの枠組(旧は四つの枠組)みに整理したという。さらに、この枠組みは目標文に明示された「生活の営みに係わる見方・考え方」を踏まえているという。

第2に、空間軸と時間軸という視点の明確化であるという。空間軸の視点では、「家族、地域、社会という空間的な広がり」を、時間軸の視点では「これまでの生活、現在の生活、これらの生活、生涯を見通した生活」という過去・現在・未来の時間的な広がりから学習対象をとらえて、学校段階に応じて指導内容を整理しているという。

第3に、「学習過程を踏まえた育成する資質・能力の明確化」であるという。これは、先に述べた目標の(2)に該当することになる。

再掲すると、「(2)日常生活から問題を見いだして課題を設定し、様々な解決方法を考え、実践を評価・改善し、考えたことを表現するなど、課題を解決する力を養う。=(2)思考力、判断力、表現力等」である。

こうして改訂では、既存の内容である四つの柱を、三つの柱にまとめ変えた。ただ新旧を比較すると、新しい三つの柱の「中味である各論」は、BとCの柱を一本化したもので、その中味は6柱中、5柱の表記は概ね一致し、下記①～⑤に示す小さな変化に留まっている(表6・波線部分を参照)。なお、⑥だけが全く新しい。

- ①「A. 家庭生活と家族」という表題が「A. 家族・家庭生活」と表現が逆転。
- ②Aの「近隣」が「地域」という表現が変わる
- ③「BとC」に分けられていた内容が、「B. 衣食住の生活」と一つにまとまる。
- ④C(3)「生活に役立つ物の制作」が、B(5)「生活を豊かにするための布を用いた制作」に変わり、役立つか否かではなく豊にするか否かに、物は布に限定される。
- ⑤Dの「身近な」が取れて、「C. 消費生活・環境」という枠組みとなる。
- ⑥Aの内容に、新たに「A(4)家族・家庭生活についての課題と実践」が加わる。

また、「家庭科、技術・家庭科(家庭分野)における生活の営みに係わる見方・考え方」として、3本柱である「家族や家庭・衣食住・消費や環境」などに係わる生活事象を、「協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等」の視点で捉え、よりよい生活を営む為に工夫すること」として、新たに抽出した次のキーワード、①「協力・協働」、②「健康・快適・安全」、③「生活文化の継承・創造」、④「持続可能な社会の構築」を新区分した領域A・B・Cと組みあわせている(表6・表7参照)

筆者は、これまで「家庭・家庭科」を男女等の性別で分断することなく、「人間の自立と共生」を知的にかつ具体的に学ぶ教科と位置づけてきた。その同様の理念が、下記の通り明確化され、次代10年程の学び・指導の骨子とし、「家庭・家庭科」の本質と具体として明示されたのである。

すなわち、生活の創造として①協力・協働、②健康・快適・安全、③生活文化の継承・創造、④持続可能な社会の構築が縦軸に記され、A家族・家庭生活、B衣・食・住生活、C消費・環境が横軸に記され、合計12種のセルに基づく自立と共生の姿が提示されたのである(表7参照)。

表7 自立し共に生きる生活の創造

	家族・家庭生活	衣食住の生活	消費生活・環境
協力・協働	◎	○	○
健康・快適・安全	○	◎	○
生活文化の継承・創造	○	◎	○
持続可能な社会の構築	○	○	◎

※主として捉える視点については、◎丸で示している。取り上げる内容や題材構成等により、どの視点を重視するのかは異なる。「平成28年4月13日教育課程部会家庭、技術・家庭ワーキンググループ資料10」。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/065/sonota/_icsFiles/afiefield/2016/09/12/1377053_01.pdf 2017年5月17日取得

第1に、一人一人が衣食住生活において健康に、快適に、安全に暮らし、創造性や継承性を発揮しつつ、社会の持続可能性を視野にいれる。つまり「自立した個人」による生活の創造が提示された。第2に、そうした個人の集合体である家族が、近隣を含む周辺の人々と、さらには国際社会の様々な構成員と生活を共に営み、同時代を共有し、その際消費生活や環境問題を視野にいれ、持続可能な社会の構築を目指し「共生」する。これらを「家庭・家庭科」の理念と明示した。そこには性別役割分業観に左右されずに生活を創造する「人間の自立と共生」の姿・ありようが描かれている。

4. 結 び

「家庭・家庭科」という教科は過去の幾多の変遷史を振り返るとき、第2次世界大戦後もなお、教育の不平等性を内包した教科であり続け、国連による1979年「性差別撤廃条約」制定および日本国の同条約批准を経て、ようやく学ぶ対象・学び方・学びの内容等の不平等が改革され続けてきた特殊な教科である。

この度の改訂では、「第3次男女共同参画基本計画」（骨子は1999年制定の男女共同参画社会基本法）をはじめ、「少子化社会対策対応、高齢社会対策大綱、食育基本計画、和食の無形文化財遺産登録、消費者教育の推進に関する法律、環境基本計画」の提言に深く根ざされての改訂であるという。つまり「人間の自立と共生」を根本に、生きることを学ぶ教科であることを全面に打ち出している。

この点を踏まえるなら、OECDが指摘する「教育の多くの分野でも労働市場でも、依然として男女格差が観察される。高等教育では男性のほうが上級課程に進む傾向が強く、就学率及び所得水準における男女格差は他のOECD加盟国に比べ極めて大きい」という先進国としては深刻な課題を克服する可能性を内包した教科であり、新たな改訂のねらいでもある。例えば教科「家庭・家庭科」で、男女等の児童が各々自らの自立と共生を目指し、主体的・対話的で深い学びを活かし、広く深い知識・国際的視野に基づき学び、育まれる英知等によって、次世代が日本の深刻な性別役割分業観を刷新する道筋を形成する可能性はある。その意味で新たな家庭科教育に託された課題は重く、教育を担う教員自身の国際的視野に立脚した、奥行き深い学びが必要不可欠になる。

注

- 1) Organisation for Economic Co-operation and Development の略。1961年9月に発足し本部はフランスのパリ。日本は1964年に加盟国になり、2017年現在、加盟総数は35カ国。同機構では教育機関の成果と教育・学習の効果、教育への支出と人的資源、教育機会・在学・進学状況、学習環境と学校組織などについて、1990年代から国際比較が可能な最新のインディケータ（指標）を調査し、ほぼ毎年結果を報告し続けている。Latest Edition “Education at a Glance 2017.” OECD Indicators より。
- 2) <https://www.oecd.org/japan/Education-at-a-glance-2015-Japan-in-Japanese.pdf>, 2017年10月1日取得
- 3) 学習指導要領の変遷は、①昭和33～35年、②昭和43～45年、③昭和52～53年、④平成元年、⑤平成10～11年、⑥平成20～21年と改訂を経てきた。さらに2006年の教育基本法改訂を受けて部分修正が行われている。今回はその上での⑦となる具体的な内容変更である。
- 4) 戦後の法律制定後初めての改訂で、特徴は「公共の精神を尊い、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育

成を期する」「豊かな情操と道徳心」「健やかな身体」「自律の精神」「公共の精神」「伝統と文化を尊重」「我が国と郷土を愛する」「未来を切り拓く教育」などの新たな理念が導入された。同法は学校教育だけでなく「生涯学習」と表現され人の一生を同法の対象とすることも明示された改革となった。

- 5) カリキュラム・マネジメントの重要性については、次の文部科学省 HP を参照。http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/attach/1364319.htm, 2017年 8月31日取得
- 6) PDCA サイクル(plan-do-check-act cycle)とも表され、事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つとして提案された。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するサイクルであり、文部科学省も「教育内容の質の向上」に向けカリキュラム・マネジメントの確立としてこの事業活動の方法を提示・推奨している。
- 7) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/attach/1364319.htm, 2017年 8月31日取得
- 8) 中学校学習指導要領は平成30年 4月 1日から移行措置を実施し、平成33年 4月 1日から全面实施となり、小学校より1年遅れる。
- 9) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/065/sonota/_icsFiles/afeldfile/2016/09/12/1377053_01.pdf 2017年 5月17日取得
- 10) ただ、目標としての整理のされ方は改訂されているものの、各論の学びの内容は大きく変化したわけではない(後述)。
- 11) 「小学校学習指導要領解説 家庭編」、文部科学省、平成29年 6月、6頁

参考文献

- 家庭科教育研究者連盟編『家教連20年のあゆみ家庭科の男女共学ひとすじ』ドメス出版, 1988
- 木村涼子『学校文化とジェンダー』勁草書房, 1999
- 斉藤弘子・朴木佳緒留他著『ジェンダー・エクイティを拓く家庭科』かもがわ出版, 2000
- 末松孝治『人生で大切なことは家庭科で学べる』文芸社, 2014
- 大学女性協会編『JAUW 委員会報告2014: ジェンダー平等の視点から家庭科教育を考える—アンケートからみる男女平等教育の現状と課題—』2014
- 鶴田敦子『21世紀を生きる子どもを育てる新しい時代の家庭科教育』ニチブン, 1998
- 堀内かおる「家庭科は誰が学ぶもの?—〈ジェンダー再生産の象徴〉を越えて—」、『ジェンダーで学ぶ教育』天野正子・木村涼子編, 世界思想社, 2003, 104-118
- 牧野カツコ『人間と家族を学ぶ家庭科ワークブック』国土社, 1996
- 文部科学省編『小学校学習指導要領解説 総則編』文部科学省, 2017
- 文部科学省編『小学校学習指導要領解説 家庭編』文部科学省, 2017
- 文部科学省教育課程課/幼児教育課編『初等教育資料: 特集II「家庭」』No.957 東洋館出版, 2017年 8月号
- 山下泰子『女性差別撤廃条約の展開』勁草書房, 2006
- 横山文野「家庭科教育政策の変遷—教育課程における女性観の視覚から—」『東京大学本郷法政紀要』第5号, 東京大学, 1996, 275-315

Keywords : 新学習指導要領, 小学校家庭, 自立と共生